

経営会議の内容

件名	大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について
所管部	文化スポーツ部
日時・場所	平成27年11月20日（金）10:40～11:05 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、スポーツ課長
提出理由	スポーツセンター大規模改修に伴い、スポーツ施設の適正な運営とより一層の市民サービスの向上を図るため、利用料金等について改正する必要があるため
会議経過	【主な意見等】 <ul style="list-style-type: none">・個人利用者における年間の市外料金を想定するうえで、市外利用者数をどのように推計したのか。 （所管部）現在、専用利用の市外割合が2割から3割となっているので、これを個人利用に当てはめて算出している。・近隣他市では、施設使用料とは別に空調使用料金を徴収しているようだが、どのように運用しているのか。 （所管部）専用利用として使用される際に空調運転の要望があった時のみ、空調の運転をしている。本市においては、安心してスポーツをしていただけるよう、施設の適正な温度管理を行う観点から、施設利用料に付加させていただいた。・今回の改定利用料金で、増加する光熱水費を賄えるのか。 （所管部）今回整備している床冷暖房方式では、通常冷暖房方式の1/3程度の光熱水費に抑えられるため、問題ないと考えている。
会議結果	案のとおり、進めていく。